

## 市民と共に汗をかいて

### 共創によるまちづくりを

「市民と共に汗をかいて取り組む、共創によるまちづくりに全身全霊で」と、市長の施政方針が示され、誕生後2年目を迎えたあま市。新年度予算は、本会議で2日間の審議を踏まえ、3つの常任委員会へ付託され、計5日間にわたって審議されました。会期中、東北地方太平洋沖地震が起き、一般会計では、特に地震災害対策も含め活発な質疑が交わされました。その結果、付託された議案はすべてを常任委員会で可決すべきものと決定。24日に行われた本会議で可決しました。

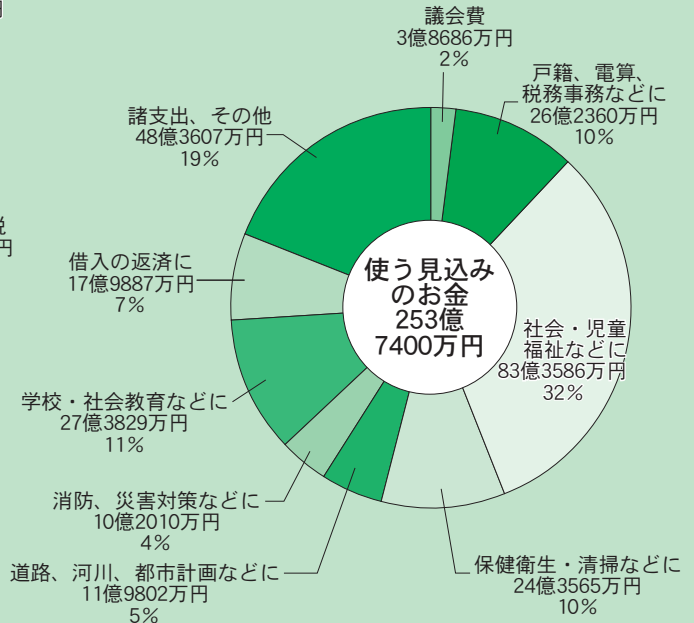
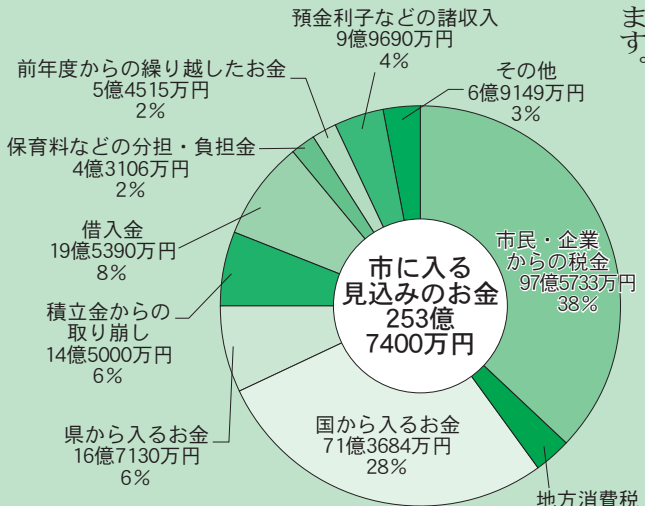
253億円の使いみち決まる  
地方交付税33億5000万円、43.16%増



絵本を通じて心もふれあう親子。笑顔の見える町づくりが求められます。

## 予算編成の方針

市の財政は多額の基金を取り崩さなければ予算編成ができず、「行政改革大綱」に基づき、23年度からはさらに事務事業の見直し、職員定員管理の適正化、公共施設の適正配置に取り組みます。そのため、予算編成は、これまで以上に事業の緊急性や優先性を見極め、市民の要請に応えるべく、施策の重点化を図っています。



## 一般会計の概要

予算は、まちづくりロードマップ達成のため、共創によるまちづくりなど6つの重点項目を推し進める内容。財源確保のための地方交付税は前年度比10億1000万円増（43.16%増）の33億5000万円などです。

## 昭和56年以前からの住宅は

耐震化促進事業、1万1000戸を対象にしていますが、昭和56年以前に建てられた住宅は、実際何戸で、この1万1000戸でクリアしますか。

建設産業部長 市における昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅は、旧3町それぞれの平成20年度調査、合計で1万1965軒です。その後は、個人で建てられたり、老朽して解体されたりで、現状は、今現在把握していません。今回、緊急雇用の方を雇用して、そういう家へ全戸を回り調査するので、戸数が把握できます。しかし、市内に居住のない方、不在所有者の方たちの訪問ができるのかという問題もあり、また日々つぶされたりするので、おおむねは1万

1000から1万2000戸の間と考えます。

## 災害対策本部の運営内容は

問 災害対策本部運営費、195万2000円ありますが、災害のときにも、市の業務がきちんと続けられるように、全職員対象の参集計画、それから継続が必要な業務

の選別、さらに職員向けの食糧の備蓄、以上の計画もこの災害対策本部運営費などの中に入っていますか。

総務部長 本年度、災害対策本部を設置した場合のそれぞれの対策班ごとに災害の対応マニュアルの作成を指示して進めています。

災害対策本部が設置された場合の設置・運営演習は、費用的には変わりませんが、県の防災研修事業も取り入れて、本年度は幹部職員対象に実施していきたい考えです。

職員の参集は、22年度も行っています。災害時の非常配備を行った場合の食糧とか、実際の運営的な部分の費用なども入っています。



市総合防災訓練で行われた耐震改修相談

## 自主防災組織の訓練予定は

**問** 自主防災組織防災訓練育成費、307万8000円組まれています。自主防災組織は市内にくつかりありますが、いくつかの組織に訓練を予定していますか。

**総務部長** 全部で42地区あるなか、本年防災訓練を実施した地区が、30地区です。その防災訓練の補助分として223万8000円を、そのほか資機材購入補助として42地区、84万円を計上しています。

**問** 行政区との関係で自主防災組織でない所もあります。防災訓練にまだ取り組めない組織もあり、そういう所は、来年度に向けて開催できる援助体制を組みますか。



鯉橋自主防災訓練の様相

**総務部長** 自主防災会の意見交換会を今年度も何回か開催しています。自主防災会のない所は、訓練に対して補助もあることを区長通じて知らせています。既に実施の地区や自主防災訓練のやり方がわからない部分は、行政側がお手伝いし、自主防災訓練ができない所は、訓練のやり方そのものを指導し、そうした周知は絶えず図っています。

**問** 災害時の飲料水、食料備蓄費ですが、今回の予算で、量的にはどれだけありますか。現在の備蓄品と合わせると、市民8万8000人分の何日分に相当しますか。

**安全安心課長** 飲料水は、今回、旧甚目寺に100トンの貯水槽をつくりました。旧七宝に3カ所、100トンです。基本的に、100トンで3万3000人、実質的には6万6000人分の水が確保できています。旧美和と七宝に水道のタンクがあり、地震があると、自動的に遮断装置が働き、水を溜めることができます。そちらを含めると、10日間ぐらいは市民に災害時の水の供給ができると考えています。食料は、乾パン、クラッカー、アルファ米などで、市民1日分は可能と考えています。避難所に来るのが大体2万1580人を想定しており、その50

%分の人数の3日分は可能です。

**問** 避難所に来る人だけの想定で、実質家にとどまっている人には食料は行き渡らないわけですか。

**安全安心課長** 全体でいけば、1人1回分は可能です。避難所へ来た方に、市民8万8000人の方にクラッカーや、おかゆなり、そうしたものは確保してあります。

## 仮設住宅の手配は

**問** 応急仮設住宅建設計画調査費、535万5000円が組まれています。先日の東北地震との関連でタイムリーな感じもしますが、仮設住宅の手配をどういう形でしていきますか。

**都市計画課長** この調査費は、大規模災害に対応するため、今から準備をしたいので、市内の公園の中で、多目的広場的な

所やグラウンドなどを調査し、具体的に配置をどのようにしていくかの計画を策定していく予算です。仮設住宅の手配は、災害の防災マニュアルなど、今作業を進めている中で、安全安心課と連携をとっていく考えです。

**問** 防災計画に仮設住宅の手配の問題はありませんか。

**都市計画課長** 合併し新たに職員の配置も含めた中で、きちんと防災マニュアルを作る必要があります。今各課から問題点、

たとえば応急診断とか、地盤とかのデータを持っており、耐震診断も含め、いろいろなデータを共有しながら、災害が起きたときに対応できるように、現在、安全安心課が中心になり作業を進めています。

**問** 木造住宅耐震改修補助、現在は予算では60万円ですが、年度末に県から乗せで90万円に増額され、申請が殺到しました。もつと県に増額要求をしてはどうですか。

**都市計画課長** 今現在、申し込みは62件。現在4件のキャンセルがあり、耐震改修の見積りも判断で減るかもわかりませんが、ほぼ50件、消化できるのではと考えています。この30万円、緊急で国から全額みてもらっていますが、機会があることに要望していきます。



岩手県山田町で建設中の仮設住宅

# パートナーシップ条例は

**問** パートナーシップ条例策定費ですが、この条例でどのように、どういうメンバーで決めていくのですか。

**企画政策課長** パートナーシップ条例は、策定委員会を設置して、市民活動団体の関係者、事業所関係者、一般公募の市民、15名以内で構成を考えています。市民活動団体関係者は、NPO、ボランティア、コミュニティのことで、その団体から各2、3名考えています。この委員会でヒアリングを行い、問題の洗い出しをして、その課題の解決を検討してもらい、10月には市に提言を受け、12月議会上程を目指しています。

**問** 市民団体がパートナーシップを取る際の役割や能力のあり方を分かっている行政サイドで

人を出すことができますか。またNPOを支援する中間支援団体的なNPOもあり、ノウハウの分かっている団体からの出席は要請されますか。

**企画政策課長** アドバイザーを招き、いろいろな指示を受け実施していく考えです。中間支援団体は、市内に、最終的にはつくりたいのですが、他にパートナーシップ条例を支援していただけるNPOさんがあれば、ぜひお願いしたいです。

# 産業立地でどれだけの経済効果を得られるか

**問** 高度先端産業立地で、1億円助成しています。これにより、どれだけの経済効果を見込んでいますか。

**建設産業部長** 新たに工場が建設されることにより、あま市高度先端産業立地奨励条例で、5人の新規採用雇用を要件としていることから、雇用の拡大を図りつつ、工場立地の推進を行うことにより、既存工場の流失を防ぎ、産業構造の高度化及び活性化を見込んでいます。さらに、土地の固定資産税が、従来の農地では、1万円程度でしたが、宅地課税となるために309万円ほどが見込まれています。その他に建物、償却資産並びに国からの特別交付税は、現在、額が定まっていませんが見込まれています。



経済効果が見込まれる企業誘致

# 生活保護の実態調査が必要では

**問** 生活保護扶助費、13億5900万円強で、昨年よりかなり増額ですが、どうしてですか。生活保護は必要と思う一面、生活保護費をすぐパチンコなど遊興費に使ったりというテレビ報道もあります。そうした実態を当局はどの程度つかんでいますか。調査をされたことがありますか。必要な方々に渡し、不正がなければ、ストップすることも含めて、実態調査することが必要では。

**福祉部長** 生活保護扶助費の増額は、合併当時の3月末で463世帯595人でしたが、長引く不況に伴い失業者がふえ、保護者数も月々増加し、平成23年2月末現在では、518世帯678人、55世帯83人も増加しています。

**本当に必要としている人のところに届いているのか？“生活保護”の実態**

生活保護費の受給世帯が、全国で既に100万世帯を超えている。我が北海道でも、9万世帯に迫る勢い、保護率は29.5%と、全国水準の2倍以上。

【“生活保護”とは何か？】

“生活保護”とは「日本国憲法第25条」により…

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

インターネット上で取り上げられる生活保護問題

談員を配置して、就労支援をしています。実態調査はしていません。

**問** 少ない財源を有効に活用する意味でも、必要方には救済をすべきですが、不正があれば調査しなければならぬのでは。また生活保護だけでなく、職場を提供したり、別の角度から救済する方向の検討も必要ではないですか。

**市長** 全国的に生活保護者がどの自治体でも増えています。個人的なことやプライバシーもあり、はっきりとした調査はできませんが把握することはできます。生活保護の方々に、就労相談や就労支援していますし、できる方法があるならば、いかなければならないし、そうした意味でない方がいるならば、そうした方々にきちんと提案をしていかねばならないと思います。